

Business Certificate news

No.TCCI-140
Date : 2020 年 12 月 3 日

エジプト向け各種証明書(肉筆)について

在日エジプト大使館より、12月1日以降に大使館に提出する各種証明書について、アタッチシート添付・複数ページに渡る場合、打ち抜き文字・穴文字による割印を認めない旨の通達がありました。

今後、東京商工会議所ではエジプト向けの各種証明書につきまして、下記の通り対応させていただきます。

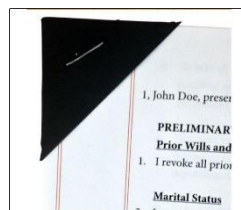
① 原産地証明・インボイス証明

⇒ **肉筆**にてご申請された場合のみ、スタンプによる認証・割印対応を行います。

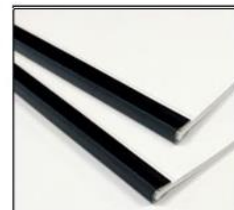
② サイン証明

⇒ サインが記載されたページのみ認証を行うため、東京商工会議所では割印対応は行いません。

⇒ 割印対応できない書類については、在日エジプト大使館より、**「左上ホチキス+左上に製本テープで留める」※1** または、**「製本」※2** するよう指示がきております。ご申請者にてご対応ください。



※1



※2

※ 既に発給済のエジプト向け原産地証明・インボイス証明(肉筆)において、12月1日以降に在日エジプト大使館に書類を提出する必要があるものについては、本事案に限り、追加で割印対応、もしくは、証明書の再発給を行います。下記手続きに基づき、ご申請ください。

【追加で割印対応】	【再発給手続き】
<p>① 発給済の全ての書類を用意。</p> <p>② 事前に電話連絡の上、窓口にお越しください。</p>	<p>① 発給済の全ての書類+再度申請のための書類を用意。</p> <p>② 事前に電話連絡の上、窓口にお越しください。</p> <p>※料金は発生しません。但し、既に発給した証明書と内容が異なる場合は、新規申請として取り扱います。</p> <p>※「申請日=再申請した日」、「認証日=再発給した日」となります。申請日の変更を忘れずに行ってください。</p>

以上